



令和 8 年度

# 公 営 企 業 の 概 要



彩の国

埼 玉 県 企 業 局

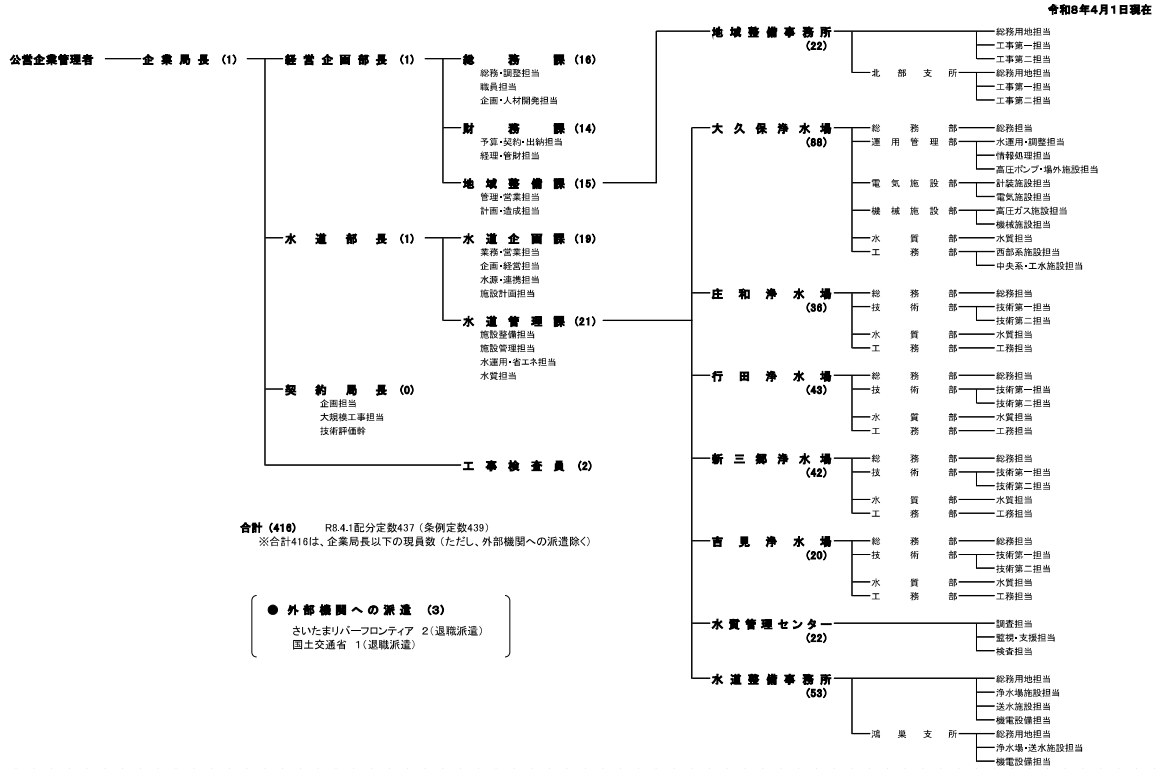
## 目 次

第1 企業局の組織及び職員数	1
1 企業局組織図	1
2 職員現員数	2
3 企業局の地域機関	3
4 企業局事務分掌	4
第2 令和8年度公営企業会計予算(当初)	7
第3 事業の概要	8
1 工業用水道事業	8
(1) 給水区域	9
(2) 給水事業所数	9
(3) 事業概要	9
(4) 事業実績	10
(5) 令和8年度事業計画	11
(6) 柿木浄水場	12
(7) 大久保浄水場	14
2 水道用水供給事業	16
(1) 給水市町	16
(2) 事業概要	18
(3) 事業実績	18
(4) 令和8年度事業計画	19
(5) 大久保浄水場	21
(6) 庄和浄水場	22
(7) 行田浄水場	24
(8) 新三郷浄水場	26
(9) 吉見浄水場	28
(10) 水質管理センター	30

3	地域整備事業	32
(1)	事業施行状況	34
(2)	事業施行中地区の概要	36
第4	埼玉県公営企業のあゆみ	41

# 第1 企業局の組織及び職員数

## 1 企業局組織図



## 2 職員現員数

令和8年4月1日現在

### 本 庁

所 属	職 名	局 長	経 営 企 画 部 長	水 道 部 長	契 約 局 長	副 参 事	技 術 評 価 幹 事	課 長	主 席 工 事 検 査 員	調 整 幹 事	副 課 長	副 室 長	副 主 席 工 事 検 査 員	主 幹	主 任 工 事 検 査 員	主 査	主 任				主 事	技 師	計
																	主 事	技 術	専 門 員 ( 事 務 )	専 門 員 ( 技 術 )			
局		1	1	1																			3
契 約 局 長					[1]	(1)[1]	[1]					[2]		[2]		(1)[3]		[2]			[1]	[1]	0
工 事 検 査 員								1					1(12)		(1)								2
総 務 課							1		1	1[4]				2[2]		5 (1)	3[3]				2[3]	1	16
財 務 課							1			1(1)				2		2(1)	2				6		14
地 域 整 備 課							1			2				2[1]		5[3]	1	2			2		15
水 道 企 画 課							1			2				3		4(2)	3	3			2	1(1)	19
水 道 管 理 課							1			2				6		6		5				1	21
本 庁 計		1	1	1	0 [1]	0 (1)[1]	0 [1]	5	1	1	8 (1)[4]	0 [2]	1 (12)	15 [5]	(1)	22 (5)[6]	9 [3]	10 [2]	0	0	12 [4]	3 (1)[1]	90 (21) [30]

( ) 書きは兼務、[ ] 書きは併任

### 地 域 機 関

所 属	職 名	所 場 長	支 副 所 長 所 ・ 副 場 長 長	部 長	( 部 ( 再 任 用 職 員 ) 長	担 当 部 長	( 担 当 部 ( 再 任 用 職 員 ) 長	担 当 課 長	( 担 当 課 ( 再 任 用 職 員 ) 長	主 任				主 事	技 師	専 門 員 ( 事 務 )	専 門 員 ( 技 術 )	計
										主 事	技 術	専 門 員 ( 事 務 )	専 門 員 ( 技 術 )					
地 域 整 備 事 務 所		1	1			3	1	5		1	4				6			22
大 久 保 浄 水 場		1	4	3		9		25		2	32			2	10			88
庄 和 浄 水 場		1	1	4		2		10		1	8			1	8			36
行 田 浄 水 場		1	2	2	1	3		12	1	2	8			1	10			43
新 三 郷 浄 水 場		1	2	3	1	2		12		2	12		1		6			42
吉 見 浄 水 場		1	1	3	1			5		2	5		1		1			20
水 質 管 理 セ ン タ ー		1	1			4(1)		5(1)		(2)	8			(1)	3			22
水 道 整 備 事 務 所		1	2			7(8)		9		3	18			1	12			53
地 域 機 関 計		8	14	15	3	30 (9)	1	83 (1)	1	13 (2)	95	0	2	5 (1)	56	0	0	326 (13)

( ) 書きは兼務、[ ] 書きは併任

### 3 企業局の地域機関

機 関 名	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号
地 域 整 備 事 務 所	さいたま市大宮区大成町 1-528-1	330-0852	048 (663) 6990
	(北部支所) 鴻巣市鴻巣 850	365-0028	048 (598)7140
大 久 保 浄 水 場	さいたま市桜区宿 618	338-0814	048 (852) 8841
庄 和 浄 水 場	春日部市新宿新田 100	344-0113	048 (746) 4411
行 田 浄 水 場	行田市小針 1632	361-0024	048 (559) 3660
新 三 郷 浄 水 場	三郷市南蓮沼 1	341-0028	048 (953) 6565
吉 見 浄 水 場	吉見町大和田 198	355-0127	0493 (54) 1484
水 質 管 理 セ ン タ ー	行田市小針 1632	361-0024	048 (558) 1051
水 道 整 備 事 務 所	さいたま市桜区五関 387-2	338-0815	048 (858) 7890
	(鴻巣支所) 鴻巣市鴻巣 850	365-0028	048 (543) 0581

## 4 企業局事務分掌

本庁

令和8年4月1日現在

### 契約局長

局の契約事務に係る企画及び指導、競争入札の参加者の資格、物品の調達並びに局の建設工事のうち特に指定された建設工事並びに設計、調査及び測量の業務委託に係る入札に関すること。

### 技術評価幹

局の建設工事のうち特に指定された建設工事に係る総合評価の運営に関すること。

### 工事検査員

- 1 工事の監督及び検査に関すること。
- 2 工事の設計に係る基準に関すること。

### 総務課

- 1 局の事務の総合調整に関すること。
- 2 企業経営の能率化に関すること。
- 3 議会に関すること。
- 4 組織に関すること。
- 5 職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限、懲戒、服務、研修、福利厚生及びその他の身分取扱いに関すること。
- 6 労働協約その他労働関係に関すること。
- 7 職員の人材開発に関すること。
- 8 文書及び公印の管理に関すること。
- 9 法規審査に関すること。
- 10 広報及び統計に関すること。
- 11 本庁用自動車の管理に関すること。
- 12 乗車証による自動車の利用に関すること。
- 13 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に基づく職員の児童手当に関すること。
- 14 省エネルギーの推進に関すること。
- 15 工業用水道事業及び水道事業の国際技術支援に関すること。
- 16 地域整備事務所、浄水場、水質管理センター及び水道整備事務所との連絡調整（第一号、第五号から第九号まで及び第十二号から第十五号までに掲げる事務に係るものに限る。）に関すること。
- 17 局の事務で他の課等において所掌しない事項に関すること。

## 財務課

- 1 予算の総括に関する事。
- 2 出納その他会計事務に関する事。
- 3 資産に関する事務の統括に関する事。
- 4 決算の調製に関する事。
- 5 業務状況の公表に関する事。
- 6 金融機関に関する事。
- 7 物品に関する事務の統括に関する事。
- 8 契約に関する事務の統括に関する事。

## 地域整備課

- 1 地域整備事業の企画調査、予算及び経営に関する事。
- 2 地域整備事業に係る分譲活動に関する事。
- 3 地域整備事業に係る用地及び施設の管理及び処分(地域整備事務所において所掌するものを除く。)に関する事。
- 4 地域整備事業に係る整備計画、設計、工事及び審査に関する事。
- 5 地域整備事業に係る公共用地及び公共施設等の引渡しに関する事。
- 6 地域整備事務所との連絡調整(総務課において所掌する事務に係るものを除く。)に関する事。

## 水道企画課

- 1 工業用水道事業及び水道事業の企画及び調整に関する事。
- 2 工業用水道事業及び水道事業の予算及び経営計画に関する事。
- 3 工業用水道事業及び水道事業の水利権取得及び水源計画に関する事。
- 4 工業用水道施設及び水道施設に係る建設計画及び改良計画に関する事。
- 5 工業用水道事業及び水道事業の料金に関する事。
- 6 工業用水道事業及び水道事業の記録に関する事。
- 7 浄水場、水質管理センター及び水道整備事務所との連絡調整(前各号に掲げる事務に係るものに限る。)に関する事。

## 水道管理課

- 1 工業用水道施設及び水道施設の管理、建設及び改築の工事に関する事。
- 2 浄水場、水質管理センター及び水道整備事務所との連絡調整(他の機関において所掌する事務に係るものを除く。)に関する事。

## 地域機関

### 地域整備事務所

- 1 地域整備事業の建設工事の施行に関する事。
- 2 前号に係る用地の取得並びに用地及び施設の管理及び処分に関する事。

### 大久保浄水場

- 1 工業用水の給水及び水道用水の供給に関する事。
- 2 工業用水道施設及び水道施設の管理に関する事。

### 庄和浄水場

- 1 水道用水の供給に関する事。
- 2 水道施設の管理に関する事。

### 行田浄水場

- 1 水道用水の供給に関する事。
- 2 水道施設の管理に関する事。

### 新三郷浄水場

- 1 工業用水の給水及び水道用水の供給に関する事。
- 2 工業用水道施設及び水道施設の管理に関する事。

### 吉見浄水場

- 1 水道用水の供給に関する事。
- 2 水道施設の管理に関する事。

### 水質管理センター

- 1 水質の検査(浄水場において所掌するものを除く。)に関する事。
- 2 水質に係る調査及び研究に関する事。

### 水道整備事務所

- 1 工業用水道及び水道の建設工事の施行に関する事。
- 2 前号に定める事業に係る用地の取得及び管理に関する事。

## 第 2 令和 8 年度公営企業会計予算(当初)

### 【工業用水道事業会計】

	収入			支出		
	令和8年度	令和7年度	伸び率	令和8年度	令和7年度	伸び率
収益的収支	2,549,382	2,413,726	5.6%	2,538,396	2,396,716	5.9%
資本的収支	25,730	30,399	△15.4%	1,069,844	1,444,932	△26.0%

### 【水道用水供給事業会計】

	収入			支出		
	令和8年度	令和7年度	伸び率	令和8年度	令和7年度	伸び率
収益的収支	54,961,728	45,904,734	19.7%	48,926,816	50,308,306	△2.7%
資本的収支	18,933,774	25,854,276	△26.8%	42,198,216	46,892,598	△10.0%

### 【地域整備事業会計】

	収入			支出		
	令和8年度	令和7年度	伸び率	令和8年度	令和7年度	伸び率
収益的収支	12,109,877	26,124,753	△53.6%	8,856,532	21,284,561	△58.4%
資本的収支	1,304,699	1,149,987	13.5%	8,050,801	5,346,704	50.6%

- ※ 収益的収支は、当年度の事業活動に伴い予定される料金収入等の収益とそれに対応する維持管理費等の費用
- ※ 資本的収支は、建設改良等将来の収益に向けた投資や企業債償還金等に要する支出とその財源となる収入
- ※ 各会計における資本的支出額に不足する額は、損益勘定留保資金等で補填

### 第3 事業の概要

#### 1 工業用水道事業

埼玉県<sup>かきのき</sup>の工業用水道事業は、産業基盤の整備と地盤沈下の防止を図るため、昭和 36 年度に東部第一工業用水道事業を創設して建設に着手し、昭和 39 年 11 月、柿木浄水場から県南東部地域に営業給水を開始した。また、昭和 38 年度に県南中央地域を対象とした中央第一工業用水道事業を創設し、昭和 43 年 4 月、大久保浄水場から給水を開始した。その後、工業用水の安定供給と施設の効率的運用を図るため、昭和 48 年 4 月に両事業を統合して南部工業用水道事業と改称した。平成 8 年 4 月には水需要の減少に合わせた給水能力縮小、平成 9 年 4 月にはさいたま新都心の地域冷暖房事業へ給水するための給水区域拡大、平成 11 年 10 月には事業の効率化を図るための再度の給水能力縮小を行い、今日に至っている。

現在、柿木、大久保の 2 浄水場の給水能力日量 25 万 3 千 $m^3$ の施設により、県南東部の 6 市（工業用水法に基づく工業用地下水採取規制の指定地域）の工場等に給水を行い、産業の発展と地盤沈下の防止に貢献している。



(1) 給水区域

6市

- ・ 大久保系 蕨市、戸田市の全区域並びに川口市及びさいたま市の区域の各一部
- ・ 柿木系 草加市及び八潮市の全区域

(2) 給水事業所数(令和8年4月1日現在)

大久保系 88事業所  
柿木系 59事業所

(3) 事業概要

令和8年4月1日現在

事業名	埼玉県南部工業用水道事業	
浄水場	大久保浄水場	柿木浄水場
承認年月日	昭和 39.3. 4	昭和 37.11.15
事業届出年月日	昭和 38.8.16	昭和 36.10. 1
完成年月日	平成 8.1.12	平成 8. 1.12
給水開始年月日	昭和 43.4. 1	昭和 39.11. 1
建設単価(円/m <sup>3</sup> )	115,279	
総事業費(千円)	29,165,640	
取水能力 (m <sup>3</sup> /日)	95,040	165,024
	260,064	
給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	93,000	160,000
	253,000	
配水管路延長(m)	191,214	
水利権 (m <sup>3</sup> /秒)	3.01	下久保ダム 中川自流



(5) 令和 8 年度事業計画

ア 営業  
給水計画

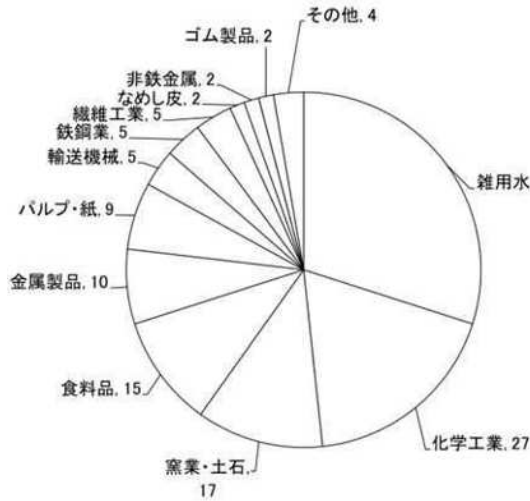
区 分	契約水量(千m <sup>3</sup> )			給水収益 (税込み) (千円)	料金単価 (税抜き) (m <sup>3</sup> )
	事務所 数	年間	一日平均		
柿 木 系	60	48,610	133	1,635,595	基本料金 30 円 48 銭
大久保系	88	17,450	48	650,332	特別料金 39 円 62 銭
合 計	148	66,060	181	2,285,927	超過料金 60 円 96 銭

イ 業務設備整備

大久保系	369,404 千円
大久保浄水場薬品注入棟等築造工事 等	
柿木系	652,756 千円
柿木浄水場 1 系電気室築造工事 等	
その他	3,877 千円

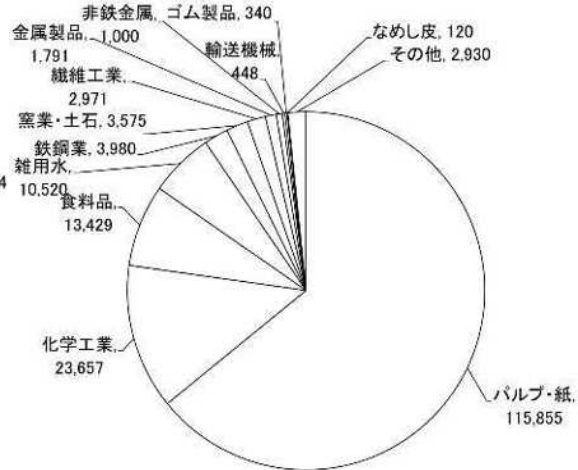
ウ 令和 7 年度業種別契約水量

事業所数 (147 事業所)



(令和 8 年 3 月 31 日)

契約水量 (180,616 m<sup>3</sup>/日)



\* 1 事業所のみの業種は「その他」とした。

(6) 柿木浄水場 草加市柿木町 162 〒340-0001 電話 048-931-2351

ア 沿革と現況

当浄水場は、草加市及び八潮市において操業する工場を対象として、産業基盤の発展と地域振興を図るため、また、工業用の過剰な地下水汲み上げに起因する地盤沈下を防止するため、水源(1.91m<sup>3</sup>/秒)を中川に求め、日量 15 万 m<sup>3</sup> の規模で、基盤整備起債単独事業により、昭和 36 年 12 月に建設に着手、昭和 39 年 11 月に一部給水を開始し、昭和 41 年 4 月 1 日に全面給水となった。

昭和 50 年度には、需要増加に対応するため、拡張事業として日量 4 万 m<sup>3</sup> の水処理施設の建設に着手し、昭和 53 年度末から供用を開始した。

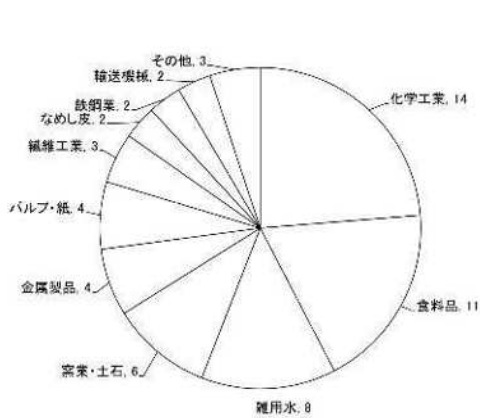
その後、給水能力等を変更し、現在日量 16 万 m<sup>3</sup> の給水能力を有し給水を行っており、令和 7 年度の契約事業所数は 59 事業所、契約水量は日量 132,978m<sup>3</sup> となっている。

なお、平成 17 年 3 月 1 日から施設の維持管理運営を民間業者に委ねる管理運営包括委託を実施し、近隣の新三郷浄水場が運営全般を統括している。

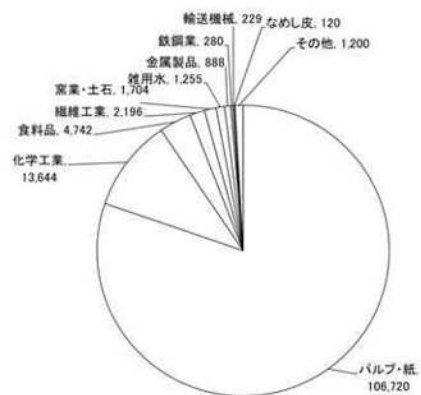
イ 主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設 導水施設	取 水 口	1 か所	浄水施設	フ ロ ッ ク 形 成 池	6 池
	導 水 暗 渠	2 連		高 速 薬 品 沈 で ん 池	2 池
	取 水 ポ ン プ 井	2 井		横 流 式 薬 品 沈 で ん 池	6 池
	取 水 ポ ン プ	5 台	配水施設	配 水 池	3 池
接 合 井	1 井	配 水 ポ ン プ		7 台	
浄水施設	急 速 攪 拌 池	3 池			

ウ 令和 7 年度業種別契約水量（柿木系）  
事業所数（59 事業所）



(令和 8 年 3 月 31 日)  
契約水量（132,978 m<sup>3</sup>/日）



\* 1 事業所のみの業種は「その他」とした。

エ 位置図



(7) 大久保浄水場 さいたま市桜区宿 618 〒338-0814 電話 048-852-8841

ア 沿革と現況

昭和 30 年代から著しい地盤沈下が生じていた蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市（現川口市）及び川口市の一部が昭和 38 年 7 月に工業用水法の指定地域となったため、その対応策として、水源を利根川上流の下久保ダム(1.8 m<sup>3</sup>/秒)に求め、日量 14 万 5 千 m<sup>3</sup>の規模で、水道用水供給事業と併せて、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市（現川口市）並びに川口市及び浦和市（現さいたま市）の一部を給水対象地域とし、昭和 38 年 8 月、通商産業大臣あて届出、緊急地盤対策国庫補助事業により建設に着手した。

昭和 43 年 4 月 1 日から中央第一工業用水道として一部給水を開始し、昭和 47 年 4 月 1 日に全面給水となったが、昭和 48 年 4 月、工業用水道の合理的な運用のため、既設の東部第一工業用水道(柿木浄水場)と事業統合し、南部工業用水道事業とした。

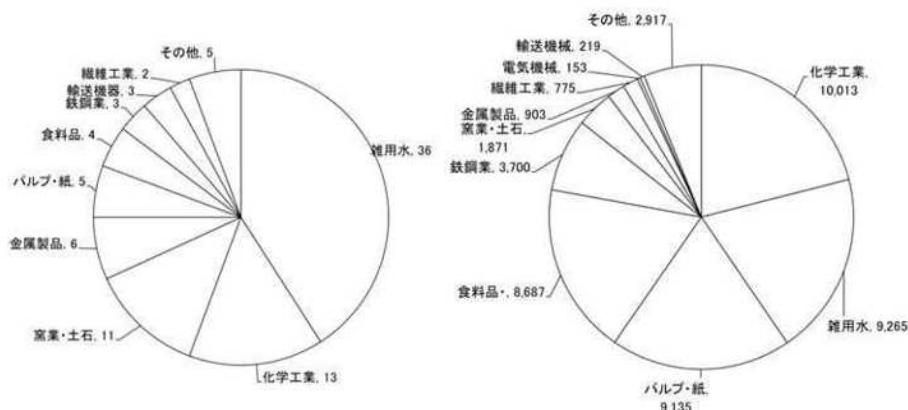
その後、給水能力や給水区域等を変更し、現在日量 9 万 3 千 m<sup>3</sup>の給水能力を有し給水を行っており、令和 7 年度の契約事業所数は 88 事業所、契約水量は日量 47,638m<sup>3</sup>となっている。

イ 主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設 導水施設 (上水共用)	取 水 口	1 か所	浄水施設	フロック形成池	3 池
	導 水 管	2 連		薬品沈でん池	3 池
	取 水 ポ ン プ 井	2 井	配水施設	配 水 池	2 池
	取 水 ポ ン プ	6 台		配 水 ポ ン プ	4 台 (変速)
浄水施設	分水井(上水共用)	1 井			
	急 速 攪 拌 池	1 池			

ウ 令和 7 年度業種別契約水量（大久保系）  
事業所数（88 事業所）

（令和 8 年 3 月 31 日）  
契約水量（47,638 m<sup>3</sup>/日）



\* 1 事業所のみの業種は「その他」とした。

エ 位置図



## 2 水道用水供給事業

埼玉県の水道用水供給事業は、人口増加と生活水準の向上による水需要に対応するとともに、地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下防止対策として、水源を河川表流水に求め、昭和 38 年度に中央第一水道用水供給事業を創設し、昭和 43 年 4 月、大久保浄水場から県南中央地域に給水開始したのが始まりである。次いで、昭和 49 年 4 月には東部第一水道用水供給事業として庄和浄水場から県東部地域に給水を開始、同年 7 月からは西部第一水道用水供給事業として大久保浄水場の施設を拡張し県西部地域に給水を開始した。その後、施設の高度利用、水源の効率的運用、料金の均一化等を目的として、昭和 53 年 4 月、中央第一、東部第一、西部第一の 3 事業を統合し、広域第一水道用水供給事業と改称した。

一方、広域第一水道に接する県中央北部地域も水需要の増大と地下水位の低下等が顕著になってきたため、昭和 51 年に広域第二水道用水供給事業を創設し、広域第一水道の水を融通して昭和 53 年 8 月から暫定給水を行うとともに、行田浄水場の建設を進め、昭和 59 年 7 月から本格給水に入った。

その後、広域第一水道では新たな水需要に対処するため、新三郷浄水場を建設し、平成 2 年 7 月から給水を開始した。また、広域第二水道では給水区域を拡張(日高市他 8 町)して昭和 63 年度から送水施設の建設に着手し、平成 3 年 4 月から順次給水を開始した。

平成 3 年 4 月 1 日からは、水道施設の合理的な運用と、水道用水の安定供給の確保を目的に、広域第一水道と広域第二水道の事業統合を行い、給水区域を更に拡大(飯能市他 8 市町 1 団体)して、名称を埼玉県水道用水供給事業とした。

また、安定供給水量の確保や危機管理機能の強化などを目的として、平成 14 年 1 月から荒川右岸では県内初めてとなる吉見浄水場の建設に着手し、平成 17 年 7 月から県西部地域の 12 市町村(10 団体)へ水道用水の供給を開始した。

さらに、平成 22 年 4 月 1 日から、新三郷浄水場において高度浄水施設が稼働し、より安全な水道用水を、草加市、八潮市、三郷市の全域と、川口市、越谷市、吉川市の一部の地域に給水している。

現在、日最大施設能力 266 万 5 千 $m^3$ の施設により、58 市町(55 団体)に対し、日量約 171 万 $m^3$ の水道用水を供給している。

### (1) 給水市町

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、<sup>はんのう</sup>飯能市、<sup>かぞ</sup>加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、<sup>はにゅう</sup>羽生市、<sup>こうのす</sup>鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、<sup>わらび</sup>蕨市、戸田市、<sup>いるま</sup>入間市、<sup>あさか</sup>朝霞市、志木市、<sup>にいざ</sup>和光市、新座市、久喜市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、<sup>さつて</sup>幸手市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、<sup>もろやま</sup>毛呂山町、<sup>おごせ</sup>越生町、<sup>なめがわ</sup>滑川町、<sup>らんざん</sup>嵐山町、小川町、<sup>かわじま</sup>川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、<sup>まつぶし</sup>越谷・松伏水道企業団(越谷市・松伏町)、桶川北本水道企業団(桶川市・北本市)、坂戸、<sup>ごか</sup>鶴ヶ島水道企業団(坂戸市・鶴ヶ島市)、茨城県五霞町

# 埼玉県水道用水供給事業区域図



令和8年4月1日現在

凡 例	
	埼玉県水道用水供給事業区域
	浄水場
	中継ポンプ所
	送水管路
	受水地点

(2) 事業概要

令和8年4月1日現在

事業 項目		埼玉県水道用水供給事業				
		大久保浄水場	庄和浄水場	行田浄水場	新三郷浄水場	吉見浄水場
認可年月日		昭和 39.3.3	昭和 45.3.27	昭和 52.2.10	昭和 53.4.1	平成 3.3.30
完成年月日		昭和 59.6.30	昭和 53.3.31	平成 13.3.31	平成 8.5.31	(一部) 平成 17.6.30
給水開始年月日		昭和 43.4.2	昭和 49.4.20	昭和 59.7.1	平成 2.7.1	平成 17.7.1
現在施設能力(m <sup>3</sup> /日)		1,300,000	350,000	500,000	365,000	150,000
		2,665,000				
送水管路延長 (m)		777,209				
水源計画		下久保ダム、利根川河口堰、農業用水合理化等、渡良瀬遊水池、草木ダム、北千葉導水路、有間ダム、奈良保ダム、浦山ダム、荒川調節池、八ッ場ダム、滝沢ダム、合角ダム、権現堂調節池、思川開発				
水利権※ (m <sup>3</sup> /秒)	最大 取水量	10,665	3,175	4,450	4,225	1,760
		24,275				
	緊急時の 水利使用	12,540	3,608	4,811	4,225	3,134
		28,318				
給水市町(団体)数		55団体(34市18町3企業団)				
計画給水人口(千人)		6,490 (令和7年度)				

※常時は最大取水量が取水量の上限となるが、事故等の緊急時には緊急時の水利使用の水量を上限に取水が可能。(水量については令和8年4月10日時点許可水量。)

(3) 事業実績

区分		年度				
		令和3	4	5	6	7
給水人口(人)		7,272,217	7,270,895	7,271,052	7,266,666	7,267,536
配水量 (m <sup>3</sup> )	県水	635,176,056 (77.6%)	636,922,372 (79.1%)	634,186,864 (78.8%)	624,653,782 (77.9%)	623,424,157 (77.6%)
	自己水	182,844,528 (22.4%)	168,176,833 (20.9%)	170,268,765 (21.2%)	177,024,477 (22.1%)	179,767,508 (22.4%)
	合計	818,020,584 (100%)	805,099,205 (100%)	804,455,629 (100%)	801,678,259 (100%)	803,191,665 (100%)
料金単価(円/m <sup>3</sup> )		61.78(税抜き)	同左	同左	同左	同左

※自己水とは、県水以外の表流水、伏流水、地下水、他水道事業者からの受水である。

(4)令和8年度事業計画

ア 営業

給水団体数 55	給水量(千 m <sup>3</sup> )		給水収益 (税込み) (千円)	料金単価 (税抜き) (m <sup>3</sup> )
	年間	1日平均		
	621,965	1,704	51,134,230	74円74銭

イ 建設

水道水源開発施設整備	489,803千円
南摩ダム水源地域整備事業負担金 等	
吉見浄水場拡張関連整備(Ⅱ期)	1,127,990千円
東松山第二幹線送水管布設工事 等	
吉見浄水場拡張関連整備(Ⅲ期)	4,121,014千円
吉見浄水場基礎杭工事 等	
大久保浄水場高度浄水処理施設整備	11,154,103千円
高度浄水処理施設建設工事 等	
利根川河口堰大規模地震対策	47,139千円
利根川河口堰大規模地震対策事業負担金 等	
共同・所沢幹線耐震化(更新)	390,536千円
共同幹線送水管布設工事 等	
川口幹線耐震化(更新)	1,747,279千円
用地取得 等	
川口Ⅰ系・Ⅱ系幹線更新	159,040千円
川口幹線送水管更新実施設計業務委託 等	

ウ 業務設備整備

大久保系	3,925,210千円
薬品注入棟等築造工事 等	
庄和系	406,962千円
硫酸注入機械設備更新工事 等	
行田系	1,878,701千円
荒木取水ポンプ所電気設備更新工事 等	
新三郷系	287,242千円
1号次亜注入ポンプ更新工事 等	
吉見系	421,847千円
吉見浄水場等照明設備更新工事 等	
その他	1,150,221千円
三郷浄水場活性炭注入施設の更新に係る負担金 等	



(5) 大久保浄水場      さいたま市桜区宿 618      〒338-0814      電話 048-852-8841

ア 沿革と現況

当浄水場は、昭和 30 年代後半以降における県南部地域を中心とした急激な人口増加と都市化現象の進行並びに生活水準の向上に伴う急激な水需要の増大に対処するとともに、水道水源の地下水から河川表流水への転換による地盤沈下の抑制を図るため、昭和 39 年 3 月に荒川・利根川水系を水源とし、県南部の人口急増地域を給水区域とする中央第一水道用水供給事業の建設に着手したことに始まる。

その後、水源のひっ迫する県西部地域を対象として、昭和 45 年 4 月に西部第一水道用水供給事業の建設に着手、施設を拡張し、昭和 49 年 7 月に給水を開始した。

昭和 53 年 4 月には、中央第一、西部第一の 2 事業と庄和浄水場の給水区域を対象とした東部第一水道用水供給事業との計 3 事業を、水源の総合的運用と施設の一体化及び経営の合理化等の観点から、広域第一水道用水供給事業として統合した。

当浄水場は、現在日量 130 万 m<sup>3</sup>の施設能力を有し、県営水道事業を代表する浄水場である。

イ 主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設 導水施設	取 水 口	2 か所	浄水施設	急 速 ろ 過 池	86 池 (高度処理建設中)
	導 水 管	2 連×2		浄 水 池	10 池 (RC 浄水池) 7 池 (PC 浄水池)
	沈 砂 池	4 池			
	取 水 ポ ン プ 井	6 井			
	取 水 ポ ン プ	11 台 (内 5 台変速)			
浄水施設	分 水 井	2 井	送水施設	送 水 ポ ン プ	21 台 (内 17 台変速)
	急 速 攪 拌 池	19 池		中 継 ポ ン プ 所	上赤坂中継 ポンプ所
	フ ロ ッ ク 形 成 池	39 池			
	薬 品 沈 で ん 池	39 池 (内 30 池傾斜板付き)			

ウ 事業実績

(m<sup>3</sup>)

区分		年度				
		令和 3	4	5	6	7
送水量	年 間	289,538,988	290,872,007	277,887,778	291,580,442	282,036,864
	1 日 平 均	793,258	796,910	759,256	798,851	772,704

エ 位置図 (工水共用 p.15)

(6) 庄和浄水場 春日部市新宿新田 100 〒344-0113 電話 048-746-4411

ア 沿革と現況

昭和 40 年以降から、地下水の過剰汲み上げに起因する地下水位の低下や地盤沈下現象が県東部の越谷市や春日部市等の地域に及んできた。

このため、県では、地盤沈下防止対策や水源の効率的分配等を考慮した水道広域化の観点から、大久保浄水場による中央第一水道用水供給事業に引き続き、県東部地域を対象に利根川水系を水源とする東部第一水道用水供給事業を計画し、昭和 45 年 4 月から当浄水場の建設に着手、昭和 49 年 4 月から一部給水を開始した。

その後、需要の増加に伴って施設の拡張を行い、さらに、昭和 53 年 4 月には中央第一水道地域と連絡管で一体化を図り、広域第一水道用水供給事業として統合した。

当浄水場は、現在日量 35 万 m<sup>3</sup>の施設能力を有している。

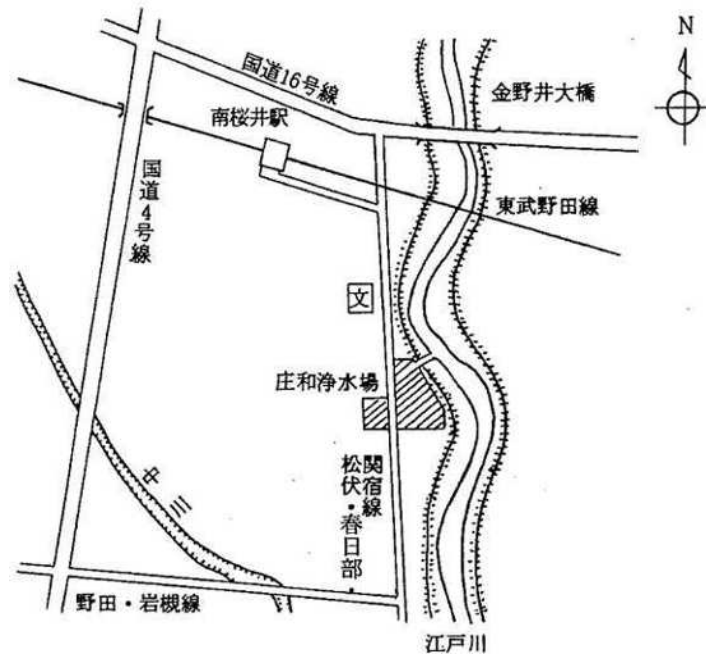
イ 主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設 導水施設	取 水 口	1 か所	浄水施設	フロック形成池	8 池
	導 水 管	2 連		薬品沈でん池	8 池
	取水ポンプ井	2 井		急速ろ過池	20 池
	取 水 ポ ン プ	4 台(変速)		浄 水 池	2 池(RC 浄水池) 2 池(PC 浄水池)
浄水施設	着 水 井	1 井	送水施設	送 水 ポ ン プ	4 台(変速)
	混 和 池	2 池		中継ポンプ所	笹久保中継ポンプ所

ウ 事業実績

年度 区分		(m <sup>3</sup> )				
		令和 3	4	5	6	7
送水量	年 間	72,453,107	74,380,710	78,586,864	81,492,135	78,923,832
	1 日 平 均	198,502	203,783	214,718	223,266	216,230

工 位置図



(7) 行田浄水場 行田市小針 1632 〒361-0024 電話 048-559-3660

ア 沿革と現況

広域第一水道の給水区域に隣接する上尾市、坂戸市、久喜市等の地域においても、人口増加による水需要の伸長が著しく、水道水源である地下水の水位低下や地盤沈下現象が現れた。

このため、県は当該地域の水道水源に河川表流水を導入することを目的に、水道広域化構想の観点から広域第二水道用水供給事業を実施することとし、その基幹施設として当浄水場の建設に着手した。

しかしながら、当地域内の水需要のひっ迫した市町村からの早期県水導入の要望に応えるため、浄水場完成までの間の緊急暫定的な措置として、広域第一水道の余力をもって対応することとした。このため、昭和 51 年度から広域第一水道との連絡管を先行布設し、昭和 53 年 4 月から、上尾市他 17 団体に順次給水を開始した。

昭和 59 年 7 月に当浄水場が完成し、全域への給水が達成されたことにより、暫定給水も解消された。

当浄水場は、現在日量 50 万 m<sup>3</sup> の施設能力を有している。

イ 主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設 導水施設	取 水 口	1 か所	浄水施設	薬品沈でん池	10 池
	導水管・導水路	1 連		急 速 ろ 過 池	40 池
	取 水 ポ ン プ 井	一式(荒木取水ポンプ所)		浄 水 池	3 池(RC 浄水池)
	取 水 ポ ン プ	6 台 (内 3 台変速)			3 池(PC 浄水池)
浄水施設	着 水 井	1 井 (2 槽)	送水施設	送 水 ポ ン プ	8 台(変速)
	混 和 池	5 池		中 継 ポ ン プ 所	江南中継ポンプ所
	フロック形成池	10 池			

ウ 事業実績

(m<sup>3</sup>)

区分		年度				
		令和 3	4	5	6	7
送水量	年 間	124,139,620	125,354,390	125,261,980	121,336,730	126,154,040
	1 日 平 均	340,109	343,437	342,246	332,429	345,628



(8) 新三郷浄水場 三郷市南蓮沼1 〒341-0028 電話 048-953-6565

ア 沿革と現況

広域第一水道における新たな水需要と地盤沈下の抑制に対応し、大久保浄水場と庄和浄水場のバックアップ浄水場として、第一期工事(18万3千m<sup>3</sup>/日)を昭和61年10月から着工し、平成2年7月に完成した。また、第二期工事(18万2千m<sup>3</sup>/日)を平成3年度に着工し、平成8年3月に完成した。

その後、河川水質の変化等へ対処するために、平成18年度から埼玉県営水道で初となる高度浄水施設の建設に着手し、平成22年3月に完成した。

当浄水場は、現在日量36.5万m<sup>3</sup>の施設能力を有している。

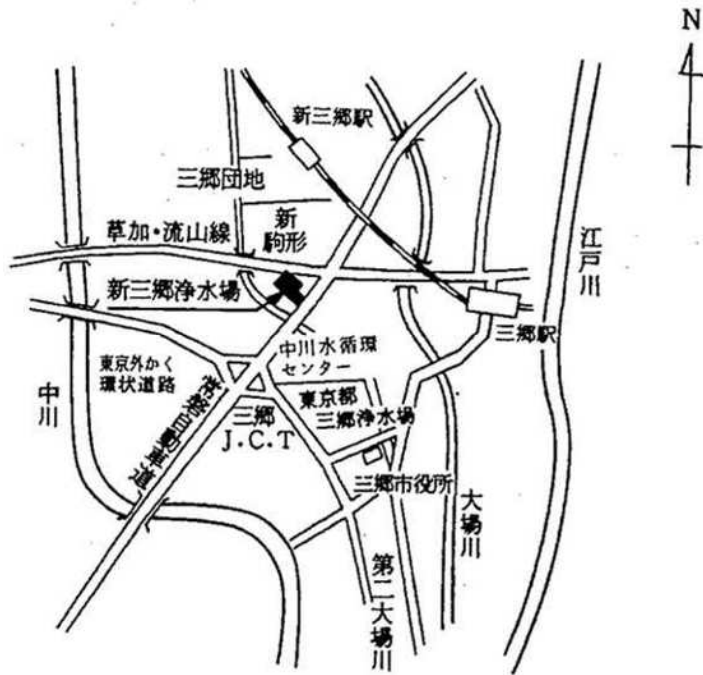
イ 主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設 導水施設	取 水 口	一式(東京都と 共同施設)	浄水施設	フロック形成池	8池
	導 水 管			薬品沈でん池	8池
	原水ポンプ井			急速ろ過池	32池
	原水ポンプ	4台(使用 権)		浄水池 4池(RC浄水池) 1池(PC浄水池)	
浄水施設	着 水 井	1井	送水施設	送水ポンプ	7台(変速)
	混 和 池	4池		高度浄水 施設	中間ポンプ井
		中間ポンプ	4台(変速)		
		オゾン発生器	2台		
		オゾン接触池	4池		
		生物活性炭吸着池	16池		

ウ 事業実績

区分		年度					(m <sup>3</sup> )
		令和3	4	5	6	7	
送水量	年 間	104,400,470	105,139,450	108,979,210	93,296,460	99,020,320	
	1日平均	286,029	288,053	297,757	255,607	271,289	

エ 位置図



(9) 吉見浄水場 吉見町大和田 198 〒355-0127 電話 0493-54-1484

ア 沿革と現況

県内供給水量の安定的確保や荒川右岸に当たる県西部地域の危機管理体制の強化、稼働以来30年以上を経過した大久保浄水場等の施設更新時における給水能力の維持を目的とし、新たな浄水場が必要となった。

そこで、当浄水場は、平成3年に国の認可を得て、建設場所を荒川からの安定した水質と水量の取水が可能となる武蔵水路合流直下の吉見町大和田地域に決定し、一期工事として平成14年1月に着工、平成17年7月に給水を開始した。

また、事故や災害時における安定給水を確保するため、緊急備蓄用貯水施設として送水調整池を築造し、平成21年11月に完成した。

当浄水場は、県営水道5番目の浄水場として、これまで大久保、行田の両浄水場が担っていた県西部地域の11市町(10団体)を受け持ち、現在日量15万m<sup>3</sup>の施設能力を有している。

イ 主要施設

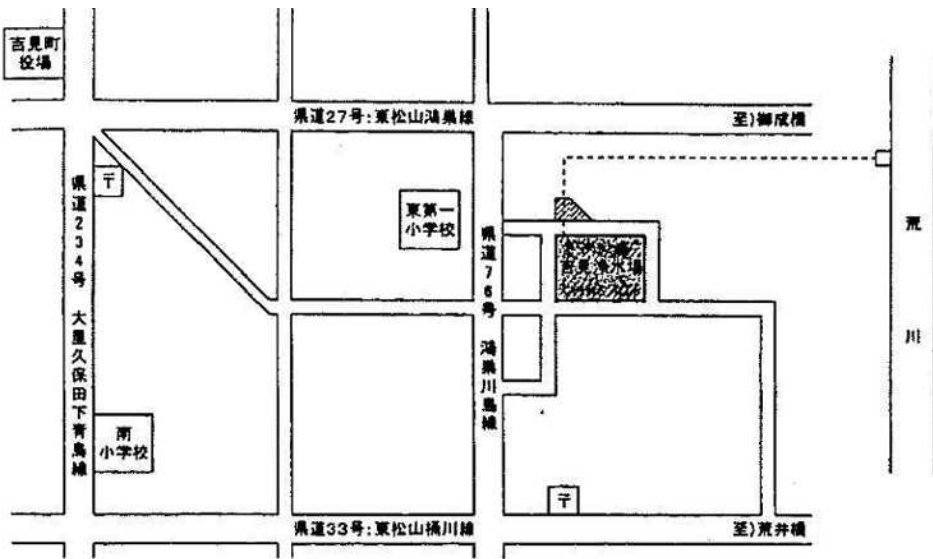
種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設 導水施設	取 水 口	1 か所	浄水施設	薬品沈でん池	5 池
	導 水 管	2 連		急速ろ過池	16 池
	沈 砂 池	2 池		浄 水 池	2 池(RC 浄水池) 2 池(PC 浄水池)
	取 水 ポ ン プ	4 台 (内 2 台変速)	送水施設	送 水 ポ ン プ	4 台(変速)
	着 水 井	1 井		中 継 ポ ン プ 所	高坂中継ポンプ所
混 和 池	2 池	高倉中継ポンプ所			
浄水施設	フロック形成池	5 池		瀬戸増圧ポンプ所	

ウ 事業実績

(m<sup>3</sup>)

年度		令和3	4	5	6	7
区分	年間	45,998,360	42,250,760	44,564,100	37,664,440	37,443,150
送水量	1日平均	126,023	115,756	121,760	103,190	102,584

エ 位置図



(10) 水質管理センター 行田市小針 1632(行田浄水場内) 〒361-0024 電話 048-558-1051

ア 沿革と現況

平成 5 年 12 月の水道水質基準の大幅な改正に伴い、検査体制の拡充が必要となったため、各浄水場で実施していた水質検査業務を集約化し、効率的な水質管理を目的として、平成 6 年 4 月、行田浄水場に水質管理室を創設した。その後、水道水質の調査研究、検査業務の充実を図るため、平成 8 年 4 月に水質管理センターとして独立した。

さらに、水源河川の監視や水質事故対応の強化、水質管理に関する課題への対応、浄水場や受水団体への技術支援等のため、平成 13 年度から独立した庁舎で業務を実施している。

また、平成 25 年 12 月には「水道 GLP」の認定を取得して、水質検査の品質管理と検査技術の向上を図るシステムの運用を行い、水質検査の信頼性の確保に努めている。

イ 主な業務の内容

- 給水先の定期検査及び臨時検査、浄水場の原水及び浄水の水質試験
- 水源河川の水質監視及び調査
- 水質異常時の対応
- 浄水場水質管理に関する支援
- 放射性物質の検査
- 水質管理に関する調査、研究
- 受水団体との技術交流
- その他

ウ 主な分析機器等

分析機器等	主な分析項目
分光光度計	非イオン界面活性剤等
水銀分析計	水銀
イオンクロマトグラフ (IC)	シアン化物イオン、フッ化物イオン、塩化物イオン等
誘導結合プラズマ質量分析計(ICP/MS)	カドミウム、ヒ素、鉛、ナトリウム等の金属類
ガスクロマトグラフ質量分析計(GC/MS)	THM 類等揮発性有機化合物、かび臭物質、農薬類
高速液体クロマトグラフ(HPLC)	ホルムアルデヒド、陰イオン界面活性剤
高速液体クロマトグラフ質量分析計(LC/MS)	臭素酸、過塩素酸、ハロ酢酸類、フェノール類、PFOS 及び PFOA、農薬類
液体クロマトグラフ高分解能精密質量分析計(LC/OrbitrapMS)	浄水処理対応困難物質、農薬類
全有機炭素分析計(TOC)	全有機炭素(TOC)
落射蛍光顕微鏡	クリプトスポリジウム、ジアルジア
リアルタイム PCR	ウイルス、クリプトスポリジウム、ジアルジア
ゲルマニウム半導体検出器	放射性ヨウ素、放射性セシウム
走査型電子顕微鏡	異物
フーリエ変換型赤外分光光度計(FT-IR)	異物
水質試験車(分光光度計)	六価クロム、シアン、フェノール類(吸光光度法)等

工 位置図

行田浄水場位置図 参照

### 3 地域整備事業

本県は、首都圏に位置し、交通の要衝としての利便性を有するとともに、豊かな自然にも恵まれている。

企業局では、このような立地特性を生かし、昭和39年に知事部局から草加工業団地造成事業の移管を受けて以来、工業団地をはじめとして流通業務団地、住宅団地など、48の団地を造成し、地域振興に寄与してきた。

現在は、「あと数マイルプロジェクト」や、「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」が掲げるスマート、コンパクト、レジリエントな街づくりなど、県の施策と合致する形の産業団地整備に取り組んでいる。

令和8年度は、「富士見上南畑地区」、「久喜高柳地区」、「吉見大和田地区」、「美里甘粕地区」及び「幸手神扇地区」の5地区で産業団地の整備を進めている。

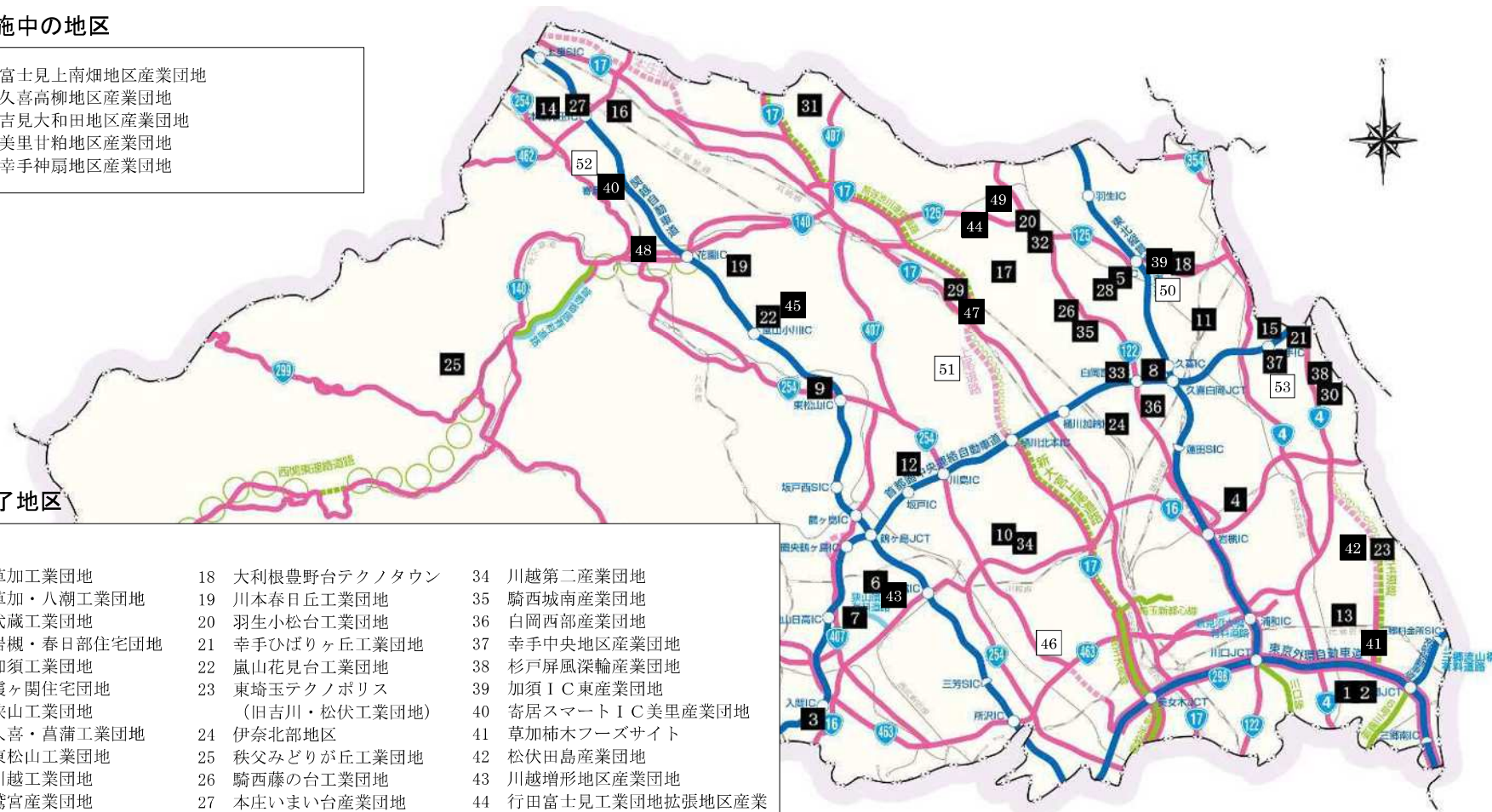
# 地域整備事業位置図

## □実施中の地区

- 46 富士見上南畑地区産業団地
- 50 久喜高柳地区産業団地
- 51 吉見大和田地区産業団地
- 52 美里甘粕地区産業団地
- 53 幸手神扇地区産業団地

## ■完了地区

- |              |                              |                          |
|--------------|------------------------------|--------------------------|
| 1 草加工業団地     | 18 大利根豊野台テクノタウン              | 34 川越第二産業団地              |
| 2 草加・八潮工業団地  | 19 川本春日丘工業団地                 | 35 騎西城南産業団地              |
| 3 武蔵工業団地     | 20 羽生小松台工業団地                 | 36 白岡西部産業団地              |
| 4 岩槻・春日部住宅団地 | 21 幸手ひばりヶ丘工業団地               | 37 幸手中央地区産業団地            |
| 5 加須工業団地     | 22 嵐山花見台工業団地                 | 38 杉戸屏風深輪産業団地            |
| 6 霞ヶ関住宅団地    | 23 東埼玉テクノポリス<br>(旧吉川・松伏工業団地) | 39 加須 I C 東産業団地          |
| 7 狭山工業団地     | 24 伊奈北部地区                    | 40 寄居スマート I C 美里産業団地     |
| 8 久喜・菖蒲工業団地  | 25 秩父みどりヶ丘工業団地               | 41 草加柿木フーズサイト            |
| 9 東松山工業団地    | 26 騎西藤の台工業団地                 | 42 松伏田島産業団地              |
| 10 川越工業団地    | 27 本庄いまい台産業団地                | 43 川越増形地区産業団地            |
| 11 鷺宮産業団地    | 28 加須下高柳工業団地                 | 44 行田富士見工業団地拡張地区産業<br>団地 |
| 12 川島工業団地    | 29 行田みなみ産業団地                 | 45 嵐山花見台工業団地拡張地区産業<br>団地 |
| 13 越谷流通業務団地  | 30 杉戸深輪産業団地                  | 47 鴻巣箕田地区産業団地            |
| 14 児玉工業団地    | 31 妻沼西部工業団地                  | 48 寄居桜沢産業団地              |
| 15 幸手工業団地    | 32 羽生下川崎産業団地                 | 49 羽生上岩瀬産業団地             |
| 16 本庄住宅団地    | 33 菖蒲南部産業団地                  |                          |
| 17 川里工業団地    |                              |                          |



## (1)事業施行状況

(令和8年4月1日現在)

		団地名	事業手法	事業年度	施行面積		B/A (%)
					A (㎡)	分譲用地面積 B (㎡)	
完 了 地 区	1	草加工業団地	区画整理事業参画	S 37～41	1,056,768	559,431	52.9
	2	草加・八潮工業団地	区画整理事業参画	40～43	875,004	444,828	50.8
	3	武蔵工業団地	団地造成	41～44	484,519	409,450	84.5
	4	岩槻・春日部住宅団地	区画整理事業参画	41～46	1,034,125	392,741	38.0
	5	加須工業団地	区画整理事業	41～46	577,952	327,192	56.6
	6	霞ヶ関住宅団地	団地造成	42～47	398,292	303,266	76.1
	7	狭山工業団地	団地造成	46～47	413,940	347,965	84.1
	8	久喜・菖蒲工業団地	団地造成 (首都圏整備法)	43～51	1,896,735	1,231,719	64.9
	9	東松山工業団地	団地造成	44～51	736,000	528,530	71.8
	10	川越工業団地	団地造成	48～55	715,780	571,367	79.8
	11	鷺宮産業団地	団地造成	45～57	1,123,248	793,091	70.6
	12	川島工業団地	団地造成	49～57	551,634	422,125	76.5
	13	越谷流通業務団地	団地造成 (流市法)	45～59	406,560	312,084	76.8
	14	児玉工業団地	団地造成	47～59	1,084,098	890,011	82.1
	15	幸手工業団地	団地造成	56～59	238,551	173,831	72.9
	16	本庄住宅団地	団地造成	58～61	243,437	126,652	52.0
	17	川里工業団地	団地造成	59～元	240,062	151,875	63.3
	18	大和根豊野台テクノタウン	団地造成	59～元	557,548	350,320	62.8
	19	川本春日丘工業団地	団地造成	61～2	491,628	319,667	65.0
	20	羽生小松台工業団地	団地造成	61～2	361,565	248,493	68.7
	21	幸手ひばりが丘工業団地	団地造成	63～4	226,476	141,437	62.5
	22	嵐山花見台工業団地	団地造成	62～5	958,641	521,455	54.4
	23	東埼玉テクノポリス (旧吉川・松伏工業団地)	団地造成	63～7	357,978	228,987	64.0
	24	伊奈北部地区	区画整理事業参画	56～8	433,740	433,740	100.0
	25	秩父みどりが丘工業団地	団地造成	H元～8	632,113	296,772	46.9
	26	騎西藤の台工業団地	団地造成	3～8	442,105	289,822	65.6
	27	本庄いまい台産業団地	団地造成	2～9	401,527	245,946	61.3
	28	加須下高柳工業団地	団地造成	2～11	402,753	270,639	67.2
	29	行田みなみ産業団地	団地造成	4～13	423,954	248,914	58.7
	30	杉戸深輪産業団地	団地造成	7～14	456,498	298,682	65.4
	31	妻沼西部工業団地	団地造成	6～17	493,784	341,852	69.2
	32	羽生下川崎産業団地	団地造成	9～18	494,919	345,886	69.9
18年度以前(32団地)					19,211,934	12,568,770	65.4

完了地区	33	菖蒲南部産業団地	団地造成	19~21	189,107	140,379	74.2	
	34	川越第二産業団地	団地造成	19~21	192,701	157,059	81.5	
	35	騎西城南産業団地	団地造成	20~22	196,060	160,158	81.7	
	36	白岡西部産業団地	団地造成	22~25	157,220	135,576	86.2	
	37	幸手中央地区産業団地	団地造成	23~27	472,991	371,631	78.6	
	38	杉戸屏風深輪産業団地	団地造成	24~28	238,144	189,960	79.8	
	39	加須IC東産業団地	団地造成	27~30	177,190	135,646	76.6	
	40	寄居スマートIC美里産業団地	団地造成	28~30	140,332	111,995	79.8	
	41	草加柿木フーズサイト	団地造成	29~R元	194,475	163,418	84.0	
	42	松伏田島産業団地	団地造成	30~4	181,398	150,478	83.0	
	43	川越増形地区産業団地	団地造成	30~4	167,613	110,311	65.8	
	44	行田富士見工業団地 拡張地区産業団地	団地造成	30~7	70,288	60,239	85.7	
	45	嵐山花見台工業団地 拡張地区産業団地	団地造成	30~6	90,403	58,572	64.8	
	47	鴻巣箕田地区産業団地	団地造成	R元~7	166,688	143,627	86.2	
	48	寄居桜沢産業団地	団地造成	元~5	129,337	106,375	82.2	
	49	羽生上岩瀬産業団地	団地造成	元~5	71,368	61,643	86.4	
	19年度以降：(16団地)					2,835,315	2,257,067	79.6
	小計(48団地)					22,047,249	14,825,837	67.2
		46	富士見上南畑地区産業団地	団地造成	R元~8	192,400	140,000	72.8
	50	久喜高柳地区産業団地	団地造成	4~8	189,800	158,300	83.4	
	51	吉見大和田地区産業団地	団地造成	5~10	172,000	136,500	79.4	
	52	美里甘粕地区産業団地	団地造成	6~9	75,600	60,300	79.8	
	53	幸手神扇地区産業団地	団地造成	8~14	134,000	103,000	76.9	
小計(5団地)					763,800	598,100	78.3	
合計(53団地)					22,811,049	15,423,937	67.6	

## (2) 事業施行中地区の概要

富士見上南畑地区産業団地

ア 施行地区 富士見市上南畑ほか地内

イ 用途 工業用地（市街化調整区域、地区計画指定）

ウ 事業年度 令和元年度～令和8年度

エ 施行面積 192,400㎡

オ 分譲予定面積 140,000㎡

カ 分譲計画 令和7年度分譲完了

キ 総事業費 12,400,975千円

位置図



施行区域図



久喜高柳地区産業団地

ア 施行地区 久喜市高柳地内

イ 用途 工業用地（市街化調整区域、地区計画指定）

ウ 事業年度 令和4年度～令和8年度

エ 施行面積 189,800㎡

オ 分譲予定面積 158,300㎡

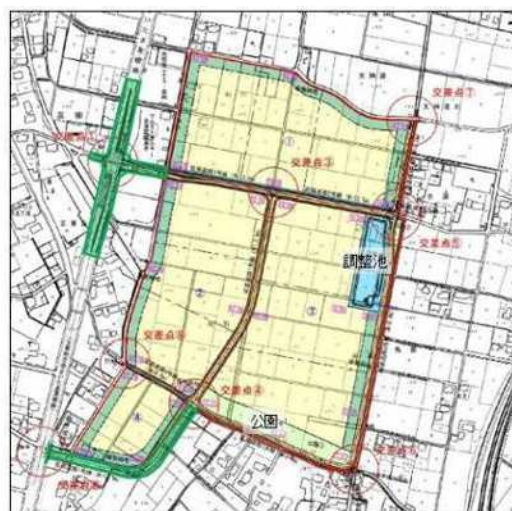
カ 分譲計画 令和8年度分譲予定

キ 総事業費 7,414,655千円

位置図



施行区域図



(注) 開発事業区域外の道路計画等は変更となる場合があります。

吉見大和田地区産業団地

ア 施行地区 比企郡吉見町大字大和田ほか地内

イ 用途 工業用地（市街化区域編入、地区計画指定）

ウ 事業年度 令和5年度～令和10年度

エ 施行面積 172,000㎡

オ 分譲予定面積 136,500㎡

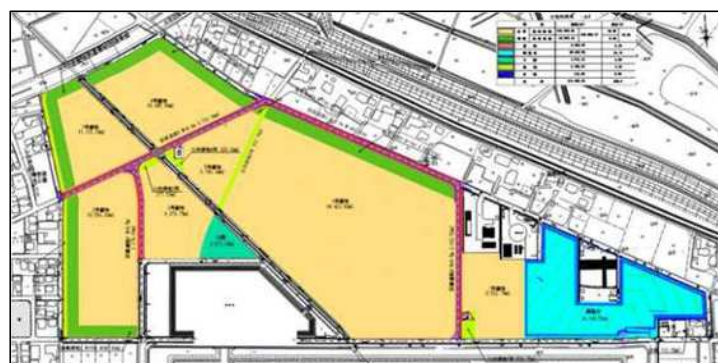
カ 分譲計画 令和10年度分譲予定

キ 総事業費 8,000,541千円

位置図



施行区域図



## 美里甘粕地区産業団地

ア 施行地区 児玉郡美里町大字甘粕地内

イ 用途 工業用地（都市計画非線引区域、農村産業法<sup>(\*)</sup>による産業導入地区）

ウ 事業年度 令和6年度～令和9年度

エ 施行面積 75,600㎡

オ 分譲予定面積 60,300㎡

カ 分譲計画 令和9年度分譲予定

キ 総事業費 1,812,057千円

(<sup>\*</sup>農村地域への産業の導入の促進等に関する法律)

位置図



施行区域図



幸手神扇地区産業団地

ア 施行地区 幸手市大字神扇地内

イ 用途 工業用地（市街化区域編入予定）

ウ 事業年度 令和8年度～令和14年度

エ 施行面積 134,000㎡

オ 分譲予定面積 103,000㎡

カ 分譲計画 令和14年度分譲予定

キ 総事業費 8,167,840千円

位置図



施行区域図



## 第 4 埼玉県公営企業のあゆみ

年 月	事 項	年 月	事 項
昭和 22.	荒川電源開発委員会が組織され、荒川総合開発の調査を開始	<b>38. 2</b>	<b>埼玉県大洞第二発電所設置</b>
		〃	大洞第二発電所営業運転開始
26.	荒川総合開発調査報告発表(神岡発電所、強石発電所、上長瀬発電所、波久礼発電所の計画)	38. 7	工業用水の地下水汲み上げ規制地域の指定(川口市ほか4市1町)
27.	二瀬多目的ダムの建設が建設省の直轄施行で開始	<b>38. 11</b>	<b>埼玉県企業局設置</b> (工業用水道及び水道用水供給事業の建設が知事部局から移管)
<b>30. 9</b>	<b>土木部県営発電所事業室設置</b>		組織は、局長、次長、技監、総務課、工業用水道課、水道課、電気課、電気工事課
32. 4	電源開発事業費(昭和 29 年度から計上されていた)中に、二瀬発電所建設費及び大洞発電所建設費を継続費として予算計上	<b>39. 1</b>	<b>工業用水道事業に地方公営企業法適用</b>
<b>32. 8</b>	<b>土木部の出先機関として秩父市に県営発電所建設事務所設置</b>	39. 3	中央第一水道用水供給事業及び中央第一工業用水道事業の建設工事に着手
	大洞発電所の建設に着工	<b>39. 4</b>	<b>組織改正</b> (経理課、開発課を新設、電気工事課を工務課に課名変更)
33. 3	建設省において、二瀬ダムの建設に関する基本計画が作成され、特定多目的ダム法第4条第1項の規定によりダム使用権設定予定者になる。	〃	<b>宅地造成事業</b> (37. 4 商工部において着手した草加工業団地管理事務所)が知事部局から移管
<b>34. 10</b>		39. 6	<b>埼玉県玉淀発電所設置</b>
35. 4	<b>電気事業に地方公営企業法を適用</b> <b>埼玉県電気局設置(局長、次長、業務課、電気課)</b>	〃	玉淀発電所営業運転開始
<b>35. 5</b>	<b>埼玉県大洞発電所設置</b>	<b>39. 9</b>	<b>水道用水供給事業に地方公営企業法を適用</b>
	大洞発電所営業運転開始	39. 11	東部第一工業用水道給水開始
〃	<b>埼玉県二瀬発電所設置</b>	〃	<b>埼玉県東部第一工業用水道事務所、埼玉県上水道工業用水道建設事務所設置</b>
<b>36. 2</b>	二瀬発電所営業運転開始	<b>40. 4</b>	<b>宅地造成事業に地方公営企業法を適用</b>
〃	大洞第二発電所建設に着手(本工事同年10月から)	〃	草加、八潮工業団地造成事業に着手
36. 4	東部第一工業用水道建設工事に着手	〃	<b>観光施設事業に地方公営企業法を適用</b>
〃	玉淀発電所建設に着手(2か年継続事業)		
37. 10			

年 月	事 項	年 月	事 項
40. 4	三峯観光道路事業に着手(2 か年継続事業)	45. 6	電気事業経営改善対策として発電所及びえん堤の集中管理化工事に着手
41. 4	岩槻・春日部住宅団地造成事業に着手	45. 12	越谷流通業務団地造成事業に着手
〃	加須工業団地造成事業に着手	46. 3	鷲宮産業団地造成事業に着手
<b>41. 5</b>	<b>組織改正</b> (開発第一課、開発第二課を設置、工務課を廃止)	〃	電気事業経営改善対策として発電所及びえん堤の集中管理化工事完了
〃	埼玉県三峯観光道路建設事務所設置	46. 4	中央第一水道用水第一期拡張分給水開始
〃	<b>組織改正</b> (埼玉県工業団地管理事務所を埼玉県団地開発事務所に名称変更)	〃	狭山工業団地造成事業に着手
42. 1	埼玉県公営企業の設置等に関する条例を施行	<b>46. 5</b>	<b>組織改正</b> (管理部、水道部、建設部を設置、管理部に総務課、企画調整課、経理課を、水道部に業務課、工業用水道課、上水道課を、建設部に開発課、用地課、電気課を置く。大洞第一発電所、大洞第二発電所、二瀬発電所を統合し埼玉県大滝発電管理事務所を設置、玉淀発電所を埼玉県玉淀発電管理事務所に名称変更、上水道工業用水道建設事務所を埼玉県水道建設事務所に名称変更)
42. 3	武蔵工業団地造成事業に着手	46. 7	<b>公営企業管理者を置く</b>
42. 4	霞ヶ関住宅団地造成事業に着手	46. 11	二瀬発電所を遠隔監視遠方制御方式に改め無人化実施
42. 6	三峯観光道路事業営業開始	47. 4	中央第一工業用水道事業拡張工事に着手
42. 7	<b>組織改正</b> (埼玉県三峯観光道路建設事務所を廃止、埼玉県三峯観光道路管理事務所を設置)	〃	児玉工業団地造成事業に着手
<b>42. 10</b>		〃	水道料金改定 (1m <sup>3</sup> 11円を15円に)
43. 1	<b>埼玉県東部第一工業用水道事務所を埼玉県柿木浄水場に改め、埼玉県大久保浄水場を設置</b>	<b>47. 5</b>	<b>組織改正</b> (企画調整課を企画検査課に課名変更)
<b>43. 4</b>	中央第一工業用水及び中央第一水道用水給水開始	<b>48. 4</b>	<b>東部第一工業用水道事業と中央第一工業用水道事業を統合して南部工業用水道事業と改称</b>
〃	中央第一水道用水供給事業第一期拡張工事に着手		
〃	久喜・菖蒲工業団地造成事業に着手		
44. 4	東松山工業団地造成事業に着手		
44. 12	東部第一水道用水供給事業及び西部第一水道用水供給事業に着手		
45. 4			
<b>45. 5</b>	<b>組織改正</b> (開発第一課を開発課に、開発第二課を企画調整課に課名変更)		

年 月	事 項	年 月	事 項
48. 4	工業用水道料金を改定 (基本料金 4 円を 6 円に) (特別料金 5 円を 8 円に) (超過料金 8 円を 12 円に)	52. 4	<b>組織改正</b> (埼玉県第二水道建設事務所を設置、水道建設事務所を埼玉県第一水道建設事務所に名称変更)
〃	中央第一水道用水供給事業第二期拡張工事に着手	〃	電気料金の更改 52 年度 } 53 年度 } 5 円 87 銭 54 年度 }
〃	川越工業団地造成事業に着手	53. 4	<b>組織改正</b> (水道部においては、工業用水道課及び上水道課を廃止し、施設管理課及び建設課を設置する。又建設部においては開発課及び用地課を廃止し、宅地業務課及び宅地造成課を設置する。)
<b>49. 4</b>	<b>埼玉県庄和浄水場設置</b>	〃	工業用水道料金を改定 (基本料金 14 円 30 銭) (特別料金 18 円 60 銭) (超過料金 28 円 60 銭)
〃	東部第一水道用水給水開始 49 年度 20 円 50 年度 24 円 51 年度以降 25 円	53. 4	<b>中央第一、東部第一、西部第一の 3 水道用水供給事業を統合して、広域第一水道用水供給事業と名称変更</b>
〃	川島工業団地造成事業に着手	〃	水道料金を改定 53 年度 30 円 54 年度 33 円 55 年度以降 33 円 50 銭 ただし、旧東部第一、旧西部第一水道用水供給事業については、55 年度まで、上記の料金に 3 円を加算する。
49. 7	西部第一水道用水給水開始 49 年度 20 円 50 年度 24 円 51 年度以降 25 円	53. 8	広域第二水道用水給水開始(暫定給水) 53 年度 40 円 60 銭 54 年度 44 円 50 銭 55 年度以降 51 円 30 銭
49. 11	電気料金契約の一部改定 (49 年度分 1kWh 4 円 62 銭)	55. 3	電気料金の更改 55 年度 } 56 年度 } 6 円 83 銭
50. 4	工業用水道料金を改定 (基本料金 6 円を 10 円に) (特別料金 8 円を 13 円に) (超過料金 12 円を 20 円に)		
〃	電気料金の更改 50 年度 5 円 26 銭 51 年度 5 円 53 銭		
50. 6	三峯観光道路料金改定		
50. 10	中央第一水道料金を改定 50 年度 20 円 50 銭 51 年度 22 円		
51. 4	三峯観光道路料金不徴収車両の指定		
52. 2	広域第二水道用水供給事業の認可とともに事業に着手		

年 月	事 項	年 月	事 項
56.4	工業用水道料金を改定 (基本料金 16 円 70 銭) (特別料金 21 円 70 銭) (超過料金 33 円 40 銭)	〃	工業用水道料金を改定 (基本料金 17 円 70 銭) (特別料金 23 円) (超過料金 35 円 40 銭)
〃	水道料金改定 広域第一水道 39 円 広域第二水道 59 円	59.4	水道料金を改定 広域第一水道 42 円 広域第二水道 77 円 (59 年 7 月か ら適用)
〃	幸手工業団地造成事業に着手	〃	川里工業団地造成事業に着手
〃	伊奈北部地区宅地造成事業に着手	〃	大利根工業団地造成事業に着手
56.12	県営水道事業懇談会発足	59.7	行田浄水場給水開始
57.3	電気料金の更改(あわせて目標供給電 力量を変更) 57 年度 } 8 円 51 銭 58 年度 }	〃	広域第一水道による広域第二水道へ の暫定給水解消
57.4	<b>組織改正</b> (企業検査課を廃止)	61.3	電気料金の更改 61 年度 } 8 円 87 銭 62 年度 }
58.2	県営水道事業懇談会から「埼玉県水道 用水供給事業の料金のあり方」につい て答申	61.4	川本工業団地造成事業に着手
58.4	<b>組織改正</b> (管理部を廃止、業務課を水 道業務課に、施設管理課を水道施設課 に、建設課を水道建設課に課名変更)	〃	羽生工業団地造成事業に着手
〃	本庄住宅団地造成事業に着手	61.8	有間ダム完成
59.3	広域第二水道用水供給事業の給水区 域変更認可	61.10	新三郷浄水場の建設着手
〃	(北川辺町、茨城県五霞村を追加)	62.4	嵐山工業団地造成事業に着手
〃	電気料金の更改 59 年度 } 8 円 63 銭 60 年度 }	〃	<b>観光施設事業をレクリエーション施 設事業に(三峯観光道路を県道に移 管)宅地造成事業を土地開発整備事業 に改める</b>
59.4	<b>埼玉県行田浄水場を設置</b>	62.4	妻沼ゴルフ場事業着手
〃	<b>組織改正</b> (三峯観光道路管理事務所を 廃止し、大滝発電管理事務所に観光施 設課を設置)	63.3	県民活動総合センター用地 埼玉県 (60,000 m <sup>2</sup> )と譲渡契約
		〃	広域第二水道用水供給事業の給水区 域変更許可(日高町他 8 町を追加)
		63.4	水道料金を改定 広域第一水道 47 円 広域第二水道 79 円

年 月	事 項	年 月	事 項
63. 4	電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 63年度 } 9円21銭 元年度 }	2. 4	電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 2年度 } 9円53銭 3年度 }
63. 8	財団法人埼玉県企業公社設立	〃	県営妻沼ゴルフ場の利用料金(グリーンフィ)を改定
63. 9	吉川・松伏工業団地造成事業に着手		平日 5,250円
〃	幸手第二工業団地造成事業に着手		土、日、休日 7,720円
63. 10	県営妻沼ゴルフ場オープン	2. 4	本庄今井工業団地造成事業に着手
<b>元. 4</b>	<b>組織改正</b> (宅地業務課と宅地造成課を廃止し、土地開発第一課・土地開発第二課・レクリエーション施設事業推進室長(職制)を設置、また団地開発事務所を埼玉県南部土地開発事務所と埼玉県北部土地開発事務所に分割)	〃	加須下高柳工業団地造成事業に着手
〃	消費税の導入に伴い工業用水道料金を改定 (基本料金 18円23銭) (特別料金 23円69銭) (超過料金 36円46銭)	2. 7	新三郷浄水場給水開始
元. 4	消費税の導入に伴い水道料金の改定 広域第一水道 48円41銭 広域第二水道 81円37銭	<b>2. 11</b>	<b>県営上里ゴルフ場オープン</b> 利用料金(グリーンフィ) 平日 6,280円 土、日、休日 8,750円
〃	消費税の導入に伴い県営妻沼ゴルフ場の利用料金(グリーンフィ)を改定 平日 4,730円 土、日、休日 7,210円 18ホールを超え、9ホールまで1,030円	<b>3. 4</b>	<b>組織改正</b> (経営政策室長(職制)を設置)
〃	上里ゴルフ場事業着手	〃	<b>広域第一水道用水供給事業と広域第二水道用水供給事業を統合して埼玉県水道用水供給事業と改称</b> あわせて、毛呂山町、日高町及び江南町に給水を開始 108円60銭
〃	秩父工業団地造成事業に着手	〃	騎西鴻荃工業団地造成事業に着手
2. 3	浦山発電所建設事業に着手	3. 12	水力発電施設近代化事業に着手
<b>2. 4</b>	<b>埼玉県新三郷浄水場を設置</b>	4. 4	水道料金を改定 旧広域第一水道 59円13銭 旧広域第二水道 86円10銭
〃	<b>組織改正</b> (水道部に水源対策室長(職制)を設置)	〃	新たに越生町、川本町並びに寄居町に給水を開始
		〃	電気料金の更改(あわせて目標供給電力量を変更) 4年度 } 10円41銭 5年度 }

年 月	事 項	年 月	事 項
4.4	浦山発電所本体工事着工	8.3	彩の国伊奈モデルタウン(仮称)宅地 1 企画提案競技を開催 E&A 設計株式会社を優秀者と決定
〃	行田南部工業団地造成事業に着手	8.4	<b>埼玉県水質管理センターを設置</b>
5.4	<b>組織改正</b> (水源対策室長(職制)を廃止し、水道計画課を設置、また大滝発電管理事務所及び玉淀発電管理事務所を廃止し、埼玉県発電総合事務所を設置)	〃	電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 8 年度 } 10 円 98 銭 9 年度 }
〃	新たに小川町、妻沼町並びに花園町に給水開始	〃	工業用水道事業の給水能力を日量 335,000 m <sup>3</sup> に改正
〃	工業用水道料金を改定 (基本料金 23 円 20 銭) (特別料金 30 円 16 銭) (超過料金 46 円 40 銭)	9.4	工業用水道事業の給水区域の変更(大宮市の一部を追加)
5.7	県営妻沼ゴルフ場及び県営上里ゴルフ場の利用料金(グリーンフィ)を改定 妻沼ゴルフ場 平日 5,930 円 土、日、休日 8,930 円 上里ゴルフ場 平日 7,250 円 土、日、休日 10,450 円	〃	消費税法等の改正に伴い工業用水道料金を改定 基本料金 22 円 53 銭(税別) 特別料金 29 円 29 銭(税別) 超過料金 45 円 5 銭(税別)
6.4	新たに嵐山町に給水を開始	〃	水道料金を改定 旧広域第一水道 9.10 年度 57.41 円(税別) 11 年度以降 61.78 円(税別) 旧広域第二水道 9.10 年度 65.35 円(税別) 11 年度以降 61.78 円(税別) 拡大区域 9 年度以降 86.13 円(税別)
〃	電気料金を更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 6 年度 } 10 円 87 銭 7 年度 }	〃	羽生下川崎工業団地造成事業に着手
〃	妻沼西部工業団地造成事業に着手	〃	神川野外スポーツ・レクリエーション施設(仮称)建設事業に着手
7.4	<b>組織改正</b> (土地開発第一課・土地開発第二課・レクリエーション施設事業推進室長(職制)を廃止し、開発計画課・土地造成課を設置)	〃	消費税法の改正に伴い、県営ゴルフ場利用料金(グリーンフィ)を改定 妻沼ゴルフ場 平日 6,040 円 土、日、休日 9,100 円 上里ゴルフ場 平日 7,390 円 土、日、休日 10,600 円
〃	杉戸深輪工業団地造成事業に着手		

年 月	事 項	年 月	事 項
9.10	児玉工業団地業務用地の一部(1.3ha)を児玉郡市広域市町村圏組合に対して、消防訓練施設用地として貸し付ける使用貸借契約を締結	11.7	児玉工業団地の一部0.8haを、(社)本庄市児玉郡医師会に対して、看護婦養成所検診センターとして貸し付ける契約を締結
10.2	彩の国伊奈モデルタウン(仮称)宅地1事業提案競技を開催 積水ハウス株式会社を優秀者に決定	11.10	工業用水道事業の給水能力を日量253,000 m <sup>3</sup> に改正
10.4	電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 10年度 } 11円11銭 11年度 }	11.12	工業用水道水利権の一部を水道用水供給へ転用
〃	滝沢発電所建設事業に着手	12.3	財団法人埼玉県企業公社解散
10.5	彩の国伊奈モデルタウン(仮称)宅地1(3.5ha)について事業提案競技優秀者(積水ハウス株式会社)への譲渡契約締結	<b>12.4</b>	<b>組織改正</b> (経営政策室長(職制)を廃止し、分譲推進室長(職制)を設置)
10.6	新たに美里町、児玉町及び岡部町に給水を開始	〃	新たに飯能市、本庄市、上里町及び南河原村並びに都幾川、玉川水道企業団に給水を開始
10.7	新たに深谷市に給水を開始	〃	大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀発電所電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 基本料金 10円85銭(税別) 従量料金 1円21銭(税別)
10.9	台風5号の影響により妻沼ゴルフ場冠水被害。復旧費用1億2千万円	〃	県営妻沼ゴルフ場及び県営上里ゴルフ場の経営を第三セクターに移管
10.11	浦山発電所営業運転開始 基本料金 9円81銭 従量料金 2円45銭	〃	<b>土地開発整備事業とレクリエーション施設事業を統合し、地域整備事業を創設</b>
〃	妻沼ゴルフ場が「社団法人日本パブリックゴルフ場協会(PGS)」に加盟	12.10	新たに神川町に給水を開始
11.1	妻沼ゴルフ場でPGS公認ハンディキャップの認証業務開始	<b>12.12</b>	<b>組織改正</b> (入札企画室長(職制)を設置)
11.4	大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀発電所電気料金の一部改正 (あわせて目標供給電力量を変更) 基本料金 11円11銭(税別) 従量料金 1円23銭(税別)	13.3	県営神川温泉保養センター利用料金を設定 一般・平日3時間以内700円
		<b>13.4</b>	<b>組織改正</b> (南部土地開発事務所、北部土地開発事務所を廃止し、埼玉県地域整備事務所・同事務所内に南部支所を設置)

年 月	事 項	年 月	事 項
13. 4	水質管理センター庁舎本格稼働	16. 12	大久保浄水場排水処理施設整備・運営にPFIを導入
13. 9	県営神川温泉保養センター開業	17. 3	柿木浄水場に公設民営方式を導入
13. 12	伊奈北部地区東側住宅用地(0.5ha)について、譲渡契約締結	〃	企業局経営改革5か年計画(平成14～18年度)修正
〃	県営神川温泉保養センター入館者10万人達成	17. 4	水道料金を改定 全ての給水区域 61円78銭(税別)
14. 3	埼玉県営水道長期ビジョン策定	<b>17. 4</b>	<b>埼玉県吉見浄水場を設置 組織改正</b> (柿木浄水場を廃止)
<b>14. 4</b>	<b>組織改正</b> (建設部を廃止し、総括技術監及び地域整備事業監を設置 分譲推進室長(職制)と開発計画課を統合し、分譲推進課を設置 地域整備事務所南部支所を廃止) 大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀発電所電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 基本料金 10円32銭(税別) 従量料金 1円15銭(税別)	17. 7	吉見浄水場給水開始
14. 10	企業局経営改革5か年計画(平成14～18年度)策定	17. 9	県営神川温泉保養センター入館者150万人達成
14. 12	県営神川温泉保養センター入館者50万人達成	17. 10	朝霞連絡管完成 (非常時における東京都との水の相互融通〈最大10万m <sup>3</sup> /日〉運用開始)
16. 2	新三郷浄水場ISO14001取得	18. 1	水質管理センターISO9001取得
<b>16. 4</b>	<b>組織改正</b> (管理部を設置、管理部に総務課、経理課、分譲推進課、電気課を置く。分譲推進課と土地造成課を、統合し、名称を分譲推進課とする。総括技術監及び地域整備事業監を廃止)	18. 3	埼玉県南部工業用水道事業長期事業運営方針策定
〃	大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀発電所電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 基本料金 8円54銭(税別) 従量料金 2円13銭(税別)	〃	県営神川温泉保養センター廃止
〃	県営神川温泉保養センター入館者100万人達成	<b>18. 4</b>	<b>組織改正</b> (管理部、水道部を廃止し、管理担当部長及び水道担当部長を設置する。企業立地支援室長(職制)を設置する。経理課の名称を財務課とする。水道業務課と水道計画課を統合し、水道業務課とする。 大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀発電所電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 基本料金 7円90銭(税別) 従量料金 1円98銭(税別)
		19. 3	企業局経営5か年計画(平成19～23年度)策定

年 月	事 項	年 月	事 項
19. 4	<b>組織改正</b> (分譲推進課と企業立地支援室長(職制)を再編し、地域整備課を設置する。)	26. 4	消費税法等の改正に伴い工業用水道料金を改定 消費税等相当分 5%→8%
〃	菖蒲南部産業団地整備事業及び川越第二産業団地整備事業に着手	〃	消費税法等の改正に伴い水道料金を改定 消費税等相当分 5%→8%
19. 11	電気事業の譲渡契約を東京発電(株)と締結	〃	吉見ゴルフ場・大麻生ゴルフ場を知事部局から移管
20. 2	旧地域整備事務所(熊谷)(3階建、995.55㎡)を、埼玉県土地改良事業団体連合会に対して貸し付けるため県有財産賃貸借契約を締結	26. 12	吉見浄水場太陽光発電施設供用開始
20. 3	大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀、浦山の5発電所と発電総合事務所を東京発電(株)へ引き渡し	<b>27. 4</b>	<b>組織改正</b> (企画参事を廃止する。)
20. 4	騎西国道122号沿道地区産業団地整備事業に着手	〃	加須IC東地区産業団地整備事業に着手
〃	大久保浄水場排水処理施設等運営をPFI事業で開始(～H40.3まで)	〃	大麻生ゴルフ場クラブハウス改築事業に着手
20. 9	滝沢発電所を東京発電(株)に引き渡し、電気事業を廃止	28. 2	児玉郡市広域市町村圏組合に対する貸付契約(児玉工業団地の業務用地1.3ha、消防訓練施設用地として利用)を解除
21. 4	上里ゴルフ場固定資産を上里町に譲与	28. 4	寄居スマートIC西地区産業団地整備事業に着手
<b>22. 4</b>	<b>組織改正</b> (水道建設課の名称を水道整備課とする。第一水道建設事務所及び第二水道建設事務所の名称を埼玉県第一水道整備事務所及び埼玉県第二水道整備事務所とする。)	29. 1	大麻生ゴルフ場クラブハウス完成
〃	白岡瀬地区産業団地整備事業に着手	29. 3	埼玉県南部工業用水道長期ビジョン策定
〃	新三郷浄水場高度浄水施設供用開始	〃	企業局経営5か年計画(平成29～33年度)策定
23. 3	東日本大震災(宮代町で震度6弱)	〃	草加柿木地区産業団地整備事業に着手
<b>23. 4</b>	<b>組織改正</b> (水道施設課と水道整備課を統合し、水道管理課とする。水道業務課の名称を水道企画課とする。)	29. 4	吉見ゴルフ場クラブハウス改修事業に着手
		30. 3	吉見ゴルフ場クラブハウス完成
		30. 4	松伏・田島地区産業団地整備事業に着手

年 月	事 項	年 月	事 項
30. 4	川越増形地区産業団地整備事業に着手	4. 9	埼玉県営水道長期ビジョン見直し
〃	行田富士見工業団地拡張地区産業団地整備事業に着手	5. 3	埼玉県南部工業用水道長期ビジョン見直し
〃	嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地整備事業に着手	5. 4	吉見大和田地区産業団地整備事業に着手
30. 11	富士見上南畑地区産業団地整備事業に着手	6. 4	美里甘粕地区産業団地整備事業に着手
31. 4	鴻巣箕田地区産業団地整備事業に着手	7. 4	工業用水道料金を改定 基本料金 30 円 48 銭(税別) 特別料金 39 円 62 銭(税別) 超過料金 60 円 96 銭(税別)
〃	寄居桜沢地区産業団地整備事業に着手	8. 4	水道料金を改定 74 円 74 銭(税別)
〃	羽生上岩瀬地区産業団地整備事業に着手	〃	幸手神扇地区産業団地整備事業に着手
〃	消費税法等の改正に伴い工業用水道料金を改定 消費税相当分 8%→10%		
〃	消費税法等の改正に伴い水道料金を改定 消費税相当分 8%→10%		
2. 4	水道用水供給事業における水利権の全量が安定水利権化		
〃	工業用水道事業給水規程の一部改正 第 13 条第 1 項第 1 号に定める水質基準の「水温三十度以下」を削除		
2. 6	妻沼ゴルフ場閉場		
4. 3	企業局経営 5 か年計画（令和 4～8 年度）策定		
4. 4	久喜高柳地区産業団地整備事業に着手		



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」